

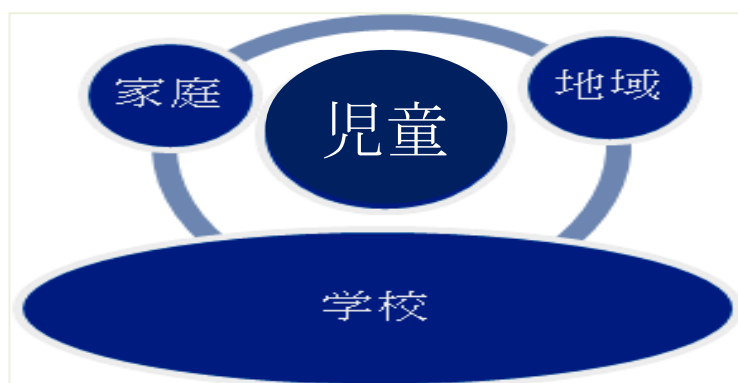
# いじめ防止基本方針

知っていますか？

## 「いじめ防止対策推進法」

(平成25年9月28日施行)

「いじめ防止対策推進法」は社会総がかりでいじめの問題に向き合い、  
対処をしていくための、基本的な理念や体制を定めた法律です。



- 学校や地域のいじめの問題への対応が「計画的」「組織的」に実行されます。
- 学校が、いじめの通報の窓口になります。
- 生命・身体に関する事態について、調査組織を編成するなど「重大事態」について事実関係を調査します。

平成31年4月  
草加市立小山小学校

## 1 いじめの定義 \*いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係等にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法（第2条）より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、その行為により感じている心身の苦痛の状況など、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### （1）留意点

- ①苦痛の有無を本人の発言のみに限定しません。また、学校生活の中で、児童の表情、クラスの雰囲気等普段との相違に目を向けます。
- ②「あるかもしれない」と想定し、常に複数の目と情報を活用することを念頭に置いて児童を見守ります。
- ③インターネットを通じて行われる誹謗中傷や個人情報流失等についても、日ごろの生徒指導や授業で扱い、指導を行います。

## 2 取り組みの柱

### （1）予防・防止 \*本方針の中心部となります

- ①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ということの理解を促し、道徳心、コミュニケーション力、社会性の育成に努めます。

### （2）早期発見 \*以下の3点について児童に理解できるよう指導します。

#### ①学校職員全員の目について

- ・学校にいる大人全員が一人一人を守るために必要なことをいつも連絡しあい、児童の安全を見守っていることを理解させます。

#### ②地域の目

- ・保護者を含め、地域全体がみんなのことは見守っており、登下校や遊んでいるときも地域と学校が連携していることを理解させます。

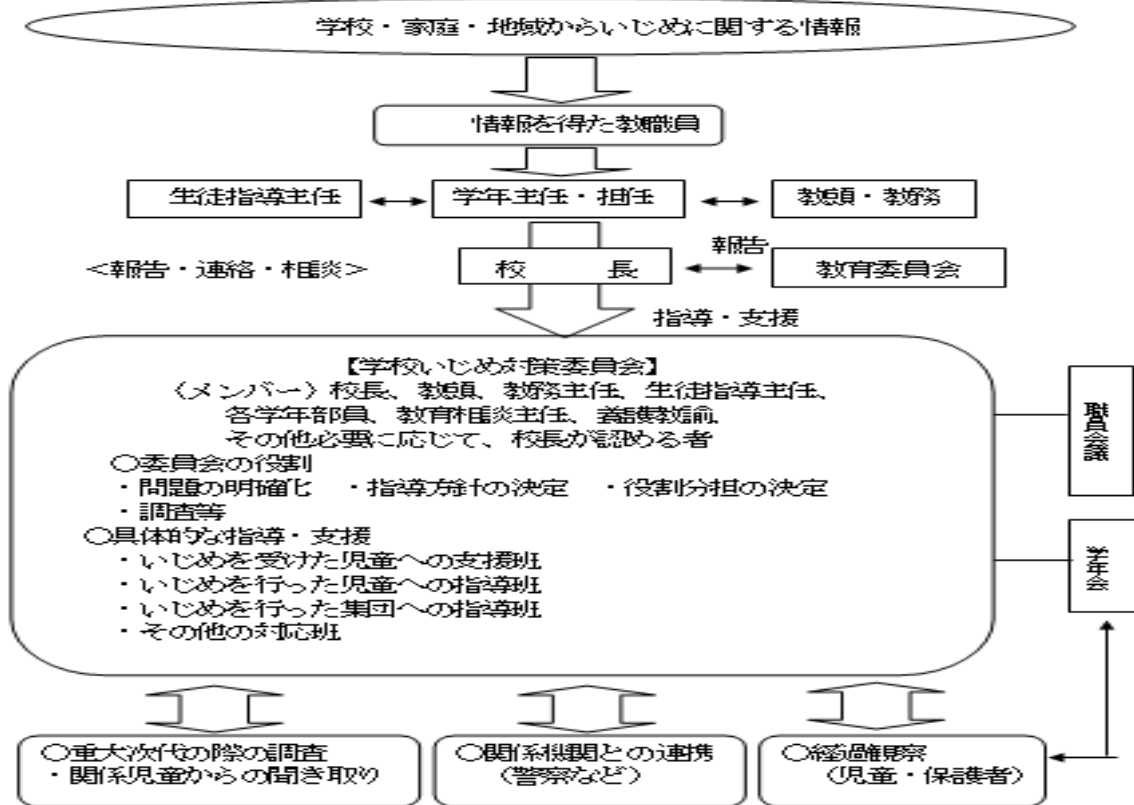
#### ③子どもたちの目の活用

- ・お互いがお互いを見守ることが義務だと理解させます。また、先生を含む大人へ知らせることは「正義である」ことを理解させます。

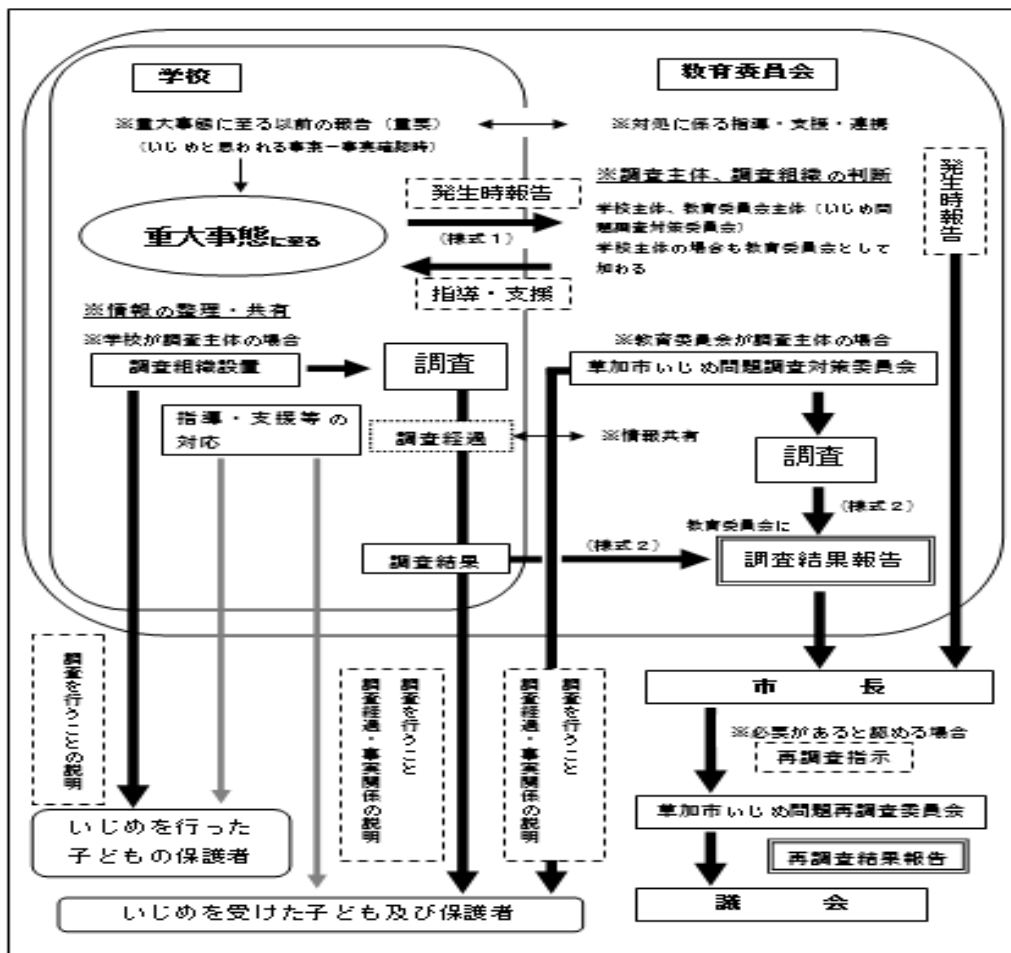
### （3）対処

- ①被害を受けた児童とその保護者の心情を最優先に考え、誠意を持ち速やかに対応します。また、いじめの行為には毅然とした指導を徹底します。
- ②家庭・地域との連携を図り、学校と共通した指導を図れるよう努めます。
- ③被害者の保護者には事実確認と指導状況及び以後の指導方針を丁寧に伝え、意向を汲みながら指導を進めます。

◎いじめ発生時の対応組織図



◎重大事態発生時の対応組織図



いじめ防止の取り組みに係る年間計画

月	取り組み内容	校内研修	備考
4	ハートの日（1年生は2学期より実施）	生徒指導方針の周知 共通行動事項の確認 教育相談体制の周知 配慮を要する児童の周知と対応理解 いじめ防止対策基本方針の周知 いじめ防止対策委員会構成員確認 いじめチェックリスト実施	
5	各種アンケートにより実態調査 QU 学校生活アンケート（いじめ調査） いじめ対策に係る実践内容の決定 いじめに関する授業等（道徳教育等）	児童理解 担当者決定	
6	ハートの日		
7	ハートの日		
8		教育相談 生徒指導 人権教育 幼保小中連携	
9	ハートの日		
10	ハートの日		
11	各種アンケートによる実態把握 学校生活アンケート（いじめ調査）	いじめチェックリスト実施	
12	ハートの日		アンケートの分析 実施・実践状況の確認 改善点の見直し
1	ハートの日		見直しによる実践
2	各種アンケートによる実態把握 学校生活アンケート（いじめ調査）		
3	ハートの日 校内いじめの発生状況について 問題行動について 解決及び未解決状況について 不登校状況と原因について		アセスメント 現状分析と方針の確認 次年度にむけてのプランニング

※ハートの日・・・月ごとの悩み相談を兼ねています。

- ・一年生は、一学期に記述式の取り組みは実施しませんが、児童の声はいつでも聞いていきます。